

平成 26 年第 1 回定例会 環境農政常任委員会

平成 26 年 3 月 18 日

渡辺（ひ）委員

私からは、水源環境保全の再生施策における事業評価について何点か伺います。

個人県民税の超過課税を財源とした事業については、非常に重要なものと捉えていまして、今年で 7 年目に入っています。この事業は、当初 20 年間にわたる規模の事業ということでスタートし、これから先も続いていくわけですが、県民から貴重な御負担を頂いて進める事業ということで、当初川上を中心に始まった事業ですが、これから川中、川下をとという見方をしていくには、まだまだ課題も多いのではないかと思います。

しかしながら、来年度に 8 年目に入るということになれば、いよいよ県民の皆様に対して、この事業はどんな進捗であるのか、どのような効果を上げてきているのか、そうした途中経過や、現時点での様々な情報を提供していくことが非常に重要であると思います。

そのような中で、県は 12 の特別対策事業を実施していますが、その中の一つに、モニタリングを実施して様々なことを把握する事業があり、これは本県の特徴であると考えますので、何点か質問いたします。

まず、このモニタリング事業は、予算規模が大きいのですが、いつから始めた事業なのですか。

水源環境保全課長

水源環境保全・再生施策は、平成 19 年度から始まっておりまして、その翌年度の平成 20 年度から始まっております。

渡辺（ひ）委員

現在どのようなモニタリングが行われているのかお伺いします。

水源環境保全課長

現在実施しているモニタリングでございますが、大きく分けて、専門家によるモニタリング調査と、水源環境保全・再生かながわ県民会議の委員による事業モニターの、2 種類のモニタリングがございます。

まず、専門家によるモニタリング調査でございますが、水源施策の効果を評価するために、森林や河川など、水環境全般にわたるモニタリング調査を実施しているものでございます。

次に、県民会議は、県が行う特別対策事業の実施状況を点検・評価する役割を担っており、事業モニターは、主要な活動の一つとなっております。具体的には、特別対策事業について、県民の視点から検証するとともに、その実施状況を広く県民に紹介するため、県民会議の委員が、事業の実施箇所に直接赴いてモニターを行い、事業の実施方法や効果を検証しております。

渡辺（ひ）委員

これは、非常に重要な体制だと思います。

こういう事業は、自然が相手なので、どのようなことに効果が出ているのか分かりにくい部分があって、そういう意味で、専門家によるモニタリング調査が行われているということですが、具体的に、どのような調査を誰が行っているのか、その状況はどうなっているのかお伺いします。

水源環境保全課長

まず、森林のモニタリング調査につきましては、森林の水源かん養機能を調査するため、自然環境保全センターが、対照流域法という、例を申し上げますと、山の中の隣り合った二つの沢の片方の流域に、間伐などの森林整備を行い、何も整備を行わないもう片方の流域と比べまして、森林から流れ出てくる水質や土砂の量にどのような変化が出るのかを、長期にわたってモニタリングする調査を実施しております。この他、森林整備を行った50地点で、定点観察を行っております。

次に、河川のモニタリング調査につきましては、環境科学センターが、相模川と酒匂川水系の40地点において、BODや窒素、リンに関する水質調査や、魚類、鳥類、水生植物などの動植物の調査を行っております。

渡辺（ひ）委員

様々な調査が専門家によって行われているということですが、そうした調査結果は、どのように生かされているのかお伺いします。

水源環境保全課長

調査結果の県の取組への活用でございますが、現在の第2期実行5か年計画の検討に先立ちまして、県民会議から、モニタリング調査の結果を踏まえて、次期計画の基本的な考え方や、盛り込むべき事業などに関してまとめた意見書を県に提出していただきました。県では、この意見書に基づきまして、第2期計画の策定作業を進めましたが、第2期計画から新たに位置付けられた、シカの管理と森林整備の一体的な実施や、河川・水路の自然浄化対策、生活排水対策との連携などは、モニタリング調査の結果を反映させたものとなっております。

渡辺（ひ）委員

県民会議によるモニタリングの実績について教えてください。

水源環境保全課長

県民会議の委員による事業モニターは、平成20年度以降、特別対策事業を実施した、例えば水源の森林づくり事業の整備箇所や、河川・水路における自然浄化対策の実施箇所などを対象に毎年度行っております。

第1期計画の期間中、平成20年度から23年度は、延べ23回のモニターを実施いたしました。第2期計画がスタートした平成24年度は3回、今年度は4回実施したところでございます。

モニター結果につきましては、報告書を作成いたしまして、県民会議に報告するとともに、県のホームページでも公開しております。

渡辺（ひ）委員

この事業は、広範囲に渡って様々な展開がなされているのですが、モニターを

実施する箇所は、どのように選んでいるのかお伺いします。

水源環境保全課長

御指摘のとおり、事業実施箇所は、山間部から人里に近いところまで多数ございますし、事業の効果につきましても、実感できる箇所もあれば、なかなか実感しにくい箇所もございます。そこで、事業モニターの実施箇所を選定するに当たりましては、事前に委員の意向を出していただき、どこの場所のどのような事業をモニターするかということ、委員同士で協議した上で選定するようにしております。

現在就任していただいている委員ですと、1年目の平成24年度は、水源の森林づくり事業など、主要な事業の実施箇所を中心にモニターしていただきましたが、2年目となる今年度は、単に事業の効果を見るだけでなく、今後の施策展開への何らかの提言に結び付くようなモニターという視点で検討がなされ、現状において課題を抱えている箇所などが、実施箇所として選定されたところでございます。

渡辺（ひ）委員

専門家によるモニタリングや、県民会議委員による事業モニターなど、様々な方々によるモニタリングの結果としての意見を取りまとめるのは難しいと思うのですが、どのような形でまとめているのかお伺いします。

水源環境保全課長

県民会議の委員による事業モニターは、公募によって選出された10名の委員が中心となって行いますので、同じ事業を見ていただきましても、評価や意見は様々でございます。そうした中で、事業モニターの結果は、モニターに参加したそれぞれの委員が事業評価シートを作成いたしまして、委員の中から選ばれた責任者が、評価シートを基に、様々な評価や意見を取りまとめ、事業モニター報告書が作成されます。

この報告書によって、事業モニターの意見が県民会議に報告され、専門家による事業モニタリング調査の結果を合わせまして、毎年年度末に、県民会議として、事業の点検結果報告書が取りまとめられ、その過程で、有識者の委員の意見も踏まえながら、一定の集約がなされているところでございます。

有識者の委員と公募委員との間で、施策の評価について意見が異なる場合もございます。ただ、両者の意見はそれぞれに大切な意見でございますので、どのように意見を融合させていくか、いかに分かりやすい形で取りまとめるかが課題であり、毎回試行錯誤を繰り返しているところでございます。

渡辺（ひ）委員

今後は、モニタリングの結果について、どのようにして県民の方々に提示をしていくのかが非常に重要な観点になってくると思うのですが、現在はどのように結果を提示しているのか、また、今後どのように提示しようと考えているのかお伺いします。

水源環境保全課長

水源施策の効果を、県民の皆様に分かりやすく情報提供するということは、非

常に重要なことであると考えております。そして、分かりやすい情報提供という点では、昨年度、県民会議で作成いたしました、森は水のふるさとという、水源施策を分かりやすく紹介するリーフレットを広く配布することや、フェイスブックを活用いたしまして、情報提供を行うことを通じて、水源施策を知っていただく機会をつくっております。また、毎年度、県民会議が作成する点検結果報告書につきましても、図表や写真を多く取り入れることで、分かりやすい内容になるように努めているところでございます。

そして、今後に向けての取組でございますが、森林の水源かん養機能を評価する手法を例にとりましても、林床植生や光環境の変化など、これまでの事業ごとの評価指標だけでは分かりにくい面があったことから、動物や植物など、森林の生態系がどれだけ健全になっているかということ、総合的に評価することが必要であるという提言を県民会議から頂きました。そのため、どのような指標を用いれば分かりやすい評価になるかということ、県民会議からの御意見を頂きながら検討を進めているところでございます。

渡辺（ひ）委員

20年間という長い事業でありますし、折返しの時点が近くなっておりますので、これからもしっかりと実行していただき、柔軟に、スピード感を持って、前向きに取組を進めていただくことを要望させていただいて、私からの質問は終わります。

意見発表

渡辺（ひ）委員

公明党県議団として意見を申し上げます。

はじめに、大雪被害についてです。2月8日及び14日から15日にかけての記録的な大雪により、県内農業に大きな被害が生じました。被害を受けた生産者の落胆は大きなものがあり、再建意欲をなくす生産者が出ないか心配であり、安全な対策と支援で、早期の復旧が必要です。そのためにも、国の支援が検討されていますが、更なる支援策の拡充を国に働き掛けるべきであり、また、国の支援に対し、生産者の負担を軽減するために、県として支援し、補助の上乗せも検討すべきです。さらに、国の支援の対象から外れる生産者が生じる可能性もあるので、そのような場合には、県独自の支援策を検討すべきです。その上で、今回の措置は、あくまで緊急的なものです。今回の被害を教訓とし、恒常的な支援の備えとして、例えば埼玉県、群馬県、茨城県、栃木県は、農業災害対策特別措置等の県条例を持ち、自然災害に対する農業被害を、県独自のきめ細やかで直接的な支援ができる体制にあります。本県においても、近年は環境変化に伴い、雪害のみならず台風等の自然災害が頻発していることを鑑み、条例制定により、速やかな財政出動と支援策を可能にすることの検討を要望します。

次に、古都緑地の防災対策及び維持管理についてです。市街地の緑地整備については、我が会派として、手入れ不足により、危険な状況にあることを指摘して

きたところであり、古都緑地の防災対策及び維持管理が新規予算として計上されたことは評価します。この事業では、緊急度の高い箇所を、短期間で集中的に整備することです。しかし、整備箇所によっては、調査や測量に時間を要するため、全体では8年間の事業となっています。この事業で指定される箇所は、緊急度の高い、つまり県民に被害が及ぶ可能性が高い箇所であるため、着実な実施も重要ですが、更にスピード感を持った前倒しの取組を要望します。

また、近年は、地震、津波、ゲリラ豪雨、大雪など、想定外のことが立て続けに起こっています。計画外のことについても、緊急性が判断された場合は、柔軟に対応することを要望します。

次に、農地中間管理事業についてです。農地中間管理事業は、耕作放棄地対策として重要であるが、円滑的に進めるためには、まずは農地中間管理機構が、農地を確保できるかがポイントになりますので、機構は、集積協力金などのメリットを農地保有者に理解してもらうことが必要です。また、農地中間管理機構は、県に一つだけ設置されるものですが、指定される予定の県農業公社だけでは、県内全体をカバーすることは困難であると思われます。実質的には、農地中間管理機構から様々な業務を委託された市町村の取組に、事業の成否がかかっています。ただ、人材不足等で、事業委託を受けられない市町もあると思われ、その場合は農協等に委託することになります。今後、多くの課題がありますが、県としても、事業の周知や市町村等への働き掛けについて、積極的に取り組むことを要望します。

最後に、水源環境保全・再生施策における事業評価についてです。水源環境保全・再生施策は、良質な水を安定的に確保するため、平成19年から、県民の皆様にも負担していただいている個人県民税の超過課税を財源として、水源の森林づくり事業など、12の特別対策事業を進めているところであり、今年度で7年目になります。県民の皆様から特別な負担を頂いて進めているだけに、取組による効果を分かりやすく示すことが重要になってきます。ただ、水源環境保全・再生の取組の多くは、森や川といった自然を対象としたものであることから、施策を実施したことでどのような効果が表れるのか、あるいは将来にどのような影響を及ぼすのかを正確に把握することは難しいものだと思います。しかし、施策の効果を把握するために、施策実施と並行しながらモニタリングを続けていくことを取組の中に盛り込んでいるのが、本県の水源環境保全・再生施策の大きな特徴でもあります。20年間の施策事業の振り返りに近づく中で、今までにも増して事業の成果が問われてきます。今後は、モニタリングの調査結果を県民に分かりやすく提示することに努めるとともに、県民や県民会議による施策評価を適切に行うよう要望します。

以上、意見、要望を申し上げ、本委員会に付託された諸議案について賛成します。